

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年度第2回豊中市こども審議会		
開 催 日 時		令和6年（2024年）9月17日（火） 9時30分 ～ 12時		
開 催 場 所		くらしかん 3階 イベントホール	公 開 の 可 否	可
事 務 局		こども未来部 こども政策課	傍 聴 者 数	1名
公開しなかった理由				
出席者	委 員	小野(セ)委員（会長）、中橋委員、安家委員、植村委員、大塚委員、片岡委員、北島委員、佐々木委員、寺本委員、土井委員、中川委員、伴野委員、星屋委員、脇坂委員		
	事 務 局 ほ か	<こども未来部> 厚東こども未来部長、森支援監、 別所次長、橋本センター長兼こども安心課長、 太田参事兼児童相談所開発設備チーム長 こども政策課：出口課長、石原課長補佐、中村係長、田島主事、高橋事務職員 こども支援課：後藤課長、子育て支援センターほっぺ岡井所長 こども安心課：河本主幹、橋元主幹、梅原主幹 おやこ保健課：山内課長、中尾主幹、児童発達支援センター高所長 こども事業課：梅本課長、稲生主幹、森主幹 子育て給付課：坂本課長、植田主査 <都市活力部> 魅力文化創造課：小嶋課長補佐 <市民協働部> 濱政参事兼くらし支援課長 津田次長兼人権政策課長 くらし支援課：入江主幹、豊山主査 <福祉部> 甲斐次長兼地域共生課長 障害福祉課：酒井課長 福祉事務所：荒木田所長 <教育委員会事務局> 北村次長兼社会教育課長 中央公民館：本田館長 学び育ち支援課：松本課長、津田主幹		

議 題	【案件】 1. 第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和5年度事業実施状況について 2. 第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について（審議） （1）施策展開について （2）子ども・子育て支援法に基づく市町村計画について （3）第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画に内包する個別計画について 3. その他 ・義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会の開催状況 ・社会的養育推進のあり方検討部会の開催状況
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり

令和 6 年度第 2 回豊中市こども審議会（会議概要）

日 時：令和 6 年（2024 年）9 月 17 日（火） 9：30～12：00

場 所：くらしかん 3 階 イベントホール

出席者：小野(セ)委員（会長）、中橋委員、安家委員、植村委員、大塚委員、片岡委員、
北島委員、佐々木委員、寺本委員、土井委員、中川委員、伴野委員、星屋委員、
脇坂委員

欠席者：伊藤委員、浦委員、河本委員、平井委員、福田委員、三石委員

○事務局

ただ今から、令和 6 年度第 2 回豊中市こども審議会を開催します。

本日は委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

<資料確認>

それでは会議に入っていきたいと思います。小野会長よろしくお願いいたします。

○会長

各案件につきまして事務局よりご説明いただきましたのち、皆様からご意見をいただきたいと思います。

なお、終了時刻は 12 時ちょうどを終了のめどに進めて参りたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは事務局から本日の委員の出席状況及び傍聴者の状況について報告をお願いします。

○事務局

合計委員定数 20 名のうち、14 名の委員さんが出席されておられます。したがって、規則で定める会議の開催要件である過半数を超えておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、傍聴者はいませんので、よろしくお願いいたします。
（傍聴者：途中入室 1 名あり）

○事務局

<案件 1>説明

○委員

資料 1 の概要版で新規拡充の取組みを中心にご説明いただきましたが、特にどのような基準で取り上げたのかについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいです。

資料 2 の 24 ページから記載の施策の柱ごとの事業実施状況について、取組みを記載している順番にこだわりなどがありますか。例えば、24 ページの取組みについて、「さくら学園の独自プログラム」の次に、「未就園児の定期的な預かりモデル事業」が記載されていますが、資料 1 では「未就園児の定期的な預かりモデル事業」が取り上げられており、読みとりづらい印象を受けたので、説明をお願いします。

資料 1 に記載の重点施策 1 について、「いこっと」とはどういうものでしょうか。

以前、審議会の中で意見をお伝えしましたが、事業の具合的な内容がより分かりやすくなるよう二次元コードを掲載することについて提案したところ、資料 2 の 7 ページのように反映していただいております。もう少しこのような掲載が増えればよいと思いました。

資料 1 重点施策 3 に記載の「外国にルーツをもつ子ども（家庭）への支援の実施」のおとなサポート事業という大人（家庭）を中心とした記載をしていますが、資料 2 の P.21 では子どもサポート事業という子ども中心の取組みから記載がされており、違和感があります。さらに、子どもサポート事業は、乳幼児から 18 歳までと子どもの年齢の幅が広く、事業がどの年齢の子どもを対象としているのか分かりづらく感じました。

また、そのことに関連して、P.100 には、外国人市民の状況を掲載していますが、その中の「18 歳未満の国籍の子どもの人数」が 2021 年から大きく増えていることが分かります。ただし、その年齢の子どもが増えているのかという内訳が分からないため、施策がどう対応しているのかが分かりにくいとも感じました。

○委員

重点施策 2 について、こども・教育総合相談窓口の新設とありますが、従来ある教育相談との違いを教えてください。

次に、令和 5 年度に取り組んだ内容についての事業報告となりますが、事業を実施しての課題やよりよくするためにすべきであったことなど、総括的な分析のようなものを掲載した方がよいと考えました。

○委員

確認となりますが、資料 1 の重点施策 1 に記載の子どもの居場所のある校区数は、いこっとに登録しているものだけで、地域で実施している居場所はカウントしないのでしょうか。

また、居場所コーディネーターについて、特に園に関しては経験が豊富な園長が業務を終えた後に見に行く、という形なののでしょうか。それは委託なのか、遠方から来ていただくのかどちらでしょうか。

○事務局

まず、資料 1 の概要版に取りあげる事業の基準について、新規拡充の中でも豊中市として令和 5 年度の予算編成時に主要施策としていた事業を重点的に掲載しています。

事業の掲載の順番については、概要版の報告書本体の一貫性がないという点のご意見のとおりなので、公表するまでに整理をさせていただきます。

資料 2 の P.22 「外国にルーツをもつ子ども（家庭）への支援」について、令和 5 年度に前年よりも相談件数が増え、リモート対応などの特徴的な取組みをされていたという理由から、概要版ではおとなサポート事業を取りあげました。また、こどもサポート事業の対象年齢について、公表までに担当課と整理をさせていただきます。

次に、こども・教育総合相談窓口と教育相談の違いについて、こども・教育総合相談窓口ははぐくみセンターの機能の一部として、庄内コラボセンターに相談窓口を設置するものです。教育委員会とこども支援課が、相談窓口として対応しています。

また、こちらは令和 5 年度の事業実施報告書でございますが、ご意見のとおり令和 6 年

度の事業がすでに進んでいます。報告書本体の中で、令和 6 年度事業の展開についても、拡充面などを中心に記載をさせていただいています。

○事務局

「子どもの居場所ネットワーク事業の実施」について、重点施策に位置付けられており、こちらの事業は子どもの居場所、こども食堂や学習支援など無料・低額の居場所を全小学校区に設置することをめざして取組みを進めているものであり、委託で事業を実施しています。行政計画、市が進めていく形で整理をしています。委託事業以外にも地域に様々な居場所があり、そちらもカウントしてはどうかと以前よりご意見をいただいていた。令和 5 年度の評価については、「いこっと」という市の委託事業で設置した校区数を中心に記載をさせていただきましたが、今般社会福祉協議会と話し合いの場をもち、社会福祉協議会や校区福祉委員会といった地域で実施されているような居場所のカウントについてもご意見をいただきました。次年度の報告書からは地域の居場所も含めてカウントをするように整理をさせていただきました。また、これまで市の委託事業で実施している居場所のことを中心に掲載していましたが、今年度の事業実施報告書より資料 2 の P.11 のように地域の居場所の取組みについて加えさせていただきました。

居場所コーディネーターについては、例えば子ども食堂などの子どもの居場所事業をすでにされている方や市民公益活動をされている方々など、ある程度地域の実状に詳しい方を中心にお声をかけ、配置をさせていただいています。そのため、元教職員の方や元園長という OB・OG 関係の方というわけではなく、現役で市民公益活動をされている方々が中心になっていただいているという認識をしています。

○委員

資料 2 の P.55 の評価指標について、成果指標と活動指標があり、令和 2 年度から令和 5 年度までの定量的な数値および最終年度の目標値の記載がされていますが、目標を達成しているものと達成していないものが混在しており、定量的な評価に対して事業へどう反映されているのかについて、つながりがよく見えません。指標に対する市としての取組みについてのコメントを追加で教えていただきたいです。

○委員

豊中市では様々な計画をたて取組みを進められているところですが、相談窓口について、どこにつないだらよいのか、どこに相談すればよいのか、就学前施設の職員や市民が分かりやすい情報提供や発信の手法について、工夫をしてもらいたいです。

○事務局

評価指標について、ご意見のとおり分析についての記載はしていませんが、第 3 期計画の議論の中で課題の提示をさせていただき、次期計画につなげていくものと考えています。例えば、資料 2 の P.56 「2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援」や「2-4 子育てと仕事の両立の推進」の評価指標について、こちらは昨年度に実施しましたニーズ等調査の結果を掲載しています。2-3 の評価指標「子育てに不安や負担を感じる保護者の割合」では、目標値の 35%を上回っていますが、それでも不安の内容などについて、本市で解決していく施策が必要であると考え、次期計画の重点施策として設定しています。また、2-4 の評価指標「家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者

の割合」では、バランスがとれていると感じる保護者の割合は増加していますが、一方でしんどさを感じている保護者がいることも、こちらの資料以外からの分析で認識しており、次期計画において、事業の展開を検討していきたいと考えています。

相談窓口の分かりやすい周知について、第 3 期計画の中で、児童相談所とはぐくみセンター、地域の身近な相談支援機関からしっかりと支援につないでいく仕組みづくりをお示ししています。地域や保護者の方に相談窓口をわかりやすく伝えていく必要があると考えていますので、工夫をしながら取り組んでいきます。

○事務局 こども未来部 こども政策課 田島主事（以下、田島主事）
教育委員会事務局 学び育ち支援課 松本課長（以下、松本課長）
こども未来部 子育て給付課 坂本課長（以下、坂本課長）
こども未来部 こども政策課 中村係長
市民協働部 くらし支援課 入江主幹

<案件 2 説明>

○委員

第 3 期計画の概要版は作成予定でしょうか。作成するのであれば、できるだけ新規事業や拡充事業を記載するなど、現計画と比較できるような記載とし、表現を統一した方がよいと考えました。

○委員

市として様々な支援の取組みをされていますが、過去からの整理で削った内容はあるのでしょうか。そのような経緯が分かると、これから必要とされていることや力を入れて取り組んでいくことが、より見えやすくなるのではないのでしょうか。

○委員

資料 3-1 の P.4 施策の柱 3-1 に記載の「乳幼児連れ保護者等によるバリアフリーチェックシステム」とはどういうものでしょうか。

○委員

資料 3-2 のそれぞれの施策の柱に記載の「みなさんの声」について、様々な人の声を取りあげられており、子ども自身も声を発信してよいということを知ってもらえてよいと考えました。

案件 1 の中で様々な事業の取組みについて報告がありましたが、そういったことが次期計画の中でもつながりとして見えると、読む側の人にも分かりやすくなるかと思います。

資料 3-1 について、施策の柱 3 の「安心・安全なまちづくり」について、めざす姿の中では「安全・安心なまちづくり」とあり、本文の中でも同様の表現が混在していますので、整理していただければと思います。

○委員

資料 3-2 の P.11 「(2) 就学前の教育・保育の質の向上」について、○の 4 つめの文にある「質の高い教育」という表現について、どのようなものであるか教えていただきたいです。

○事務局

現計画からのつながりについては、事業をスクラップアンドビルドするものとバージョンアップするものとがありますが、バージョンアップするものについては、今後はさらなる展開という形で落とし込みができればと考えています。また、前回のこども審議会の中で「これまでの取組みと今後の課題」としてお示しさせていただいたかと思いますが、その中でこれまでの取組みから今後どのようなバージョンアップをしていくのかや、事業の組み換えなどを掲載していくことができればと考えております。

計画の概要版については、作成予定としております。いただいたご意見を参考としながら作成を進めさせていただきます。

バリアフリーチェックシステムについては、施設等の建物を建てる際などに、障害者の方が使いやすい施設となっているかどうかを、障害者ご自身でチェックするシステムとなります。こちらについて、子育て世帯の方からも意見をもらう場も持とうということで都市基盤部と現在調整をしています。今後、子育て世帯の方が使いやすい施設になっているかどうか、建物や道路の建設の際に、システムの活用をしていくということで記載をしています。

「みなさんの声」の発信について、現在掲載していますのは、施策の柱ごとにピックアップをしています。現計画では巻末に皆さんからいただいたご意見を総括して掲載しています。次期計画についても、皆さんからいただいた多くのご意見を掲載することを考えています。ご意見のとおり、文言について不足している箇所がありますので、今後整理をさせていただきます。

○事務局

教育・保育の質については、就学前の子どもが質の高い教育を受けられるように、子どもたちが安全に生活できるような環境づくりに取り組んでいます。また、保育者が子どもの思いに寄り添っていくことができる環境づくりにむけ、自分たちの保育の振り返りや、子どもたちへの寄り添い方について点検できる豊中市教育保育ガイドラインを作成しています。

子どもたち一人ひとりが自主的に意欲をもって生活ができるように、そして、小学校にむけて見通しをもって取り組んでいくことができるように取り組んでいます。

○委員

資料 3-2 の P.12 「(4) 幼少期から義務教育期間までのつながりのある育ちへの支援」について、幼保こ小連絡協議会の中で、国の架け橋プログラムについて未だに知られていないという話がありました。

子どもの育ちは連続性のあるものなので、小学校の校長先生や先生方に就学前施設のことについて理解してもらうことの必要性をいつも感じていますが、現状浸透しているように思えません。小学校の先生方にもっと就学前施設のことについて知ってもらいたいという思い、例えば小学校の夏季休業期間中に、就学前施設へ見学に来てほしいと繰り返しお伝えしていますが、ほぼ来られません。こういった会議で意見をお伝えすることで、協議会や現場で反映されるように、強く望んでいます。

○委員

児童育成支援拠点について、子どもたちの不安や悩みが深刻な状態になる前に、子どもたちの声を聴いて対応していくことが大切だと考えています。

不登校や自殺、虐待の状況など、そういった子どもの情報は、子どもがよく知っていますので、そこから情報をもらい、学校と相談するのかなど検討し、支援へとつないでいます。支援が必要な子どもたちだけを集めて活動していくというよりは、私たちの活動の中からそういう子どもたちを見つけていくという役割であるように思っています。

P.5の「②こどもの居場所における相談支援体制の構築」に記載の「既存の地域の居場所も含めた全体のネットワーク化」について、どのようなものを考えているのか教えていただきたいです。

自主事業として進めている CAP を豊中市としても進めてもらえるのかを知りたいです。

○事務局

幼保こ小の連携について、教育委員会と共有しながら進めてまいります。

○事務局

P.5 の図について、「こどもの居場所における相談支援体制のイメージ」として掲載しており、図の一番右に記載の児童育成支援拠点については支援が必要な子どもの通い場としての居場所となります。児童福祉法の改正により、新たに位置づけられた事業であり、要保護や要支援といった一定の課題を抱えた子どもたちの居場所としての位置づけとなります。支援が必要な子どもたちの相談支援のほか、食事の提供や、学習支援を行っていくということで、開設日時については週 5 日以上ということで、一般的なこども食堂などと比べますと、より支援が必要な子どもたちのための居場所となります。

子ども食堂など誰でも来ていいという居場所には、支援が必要な子どももそうでない子どもも集まる中で、子ども同士の関わりあいや支援を必要としない子どもからの情報を得て、一体的に子どもを支援していくという面から、いわゆるスティグマの問題をなくすことができます。国の性質上、児童育成支援拠点ができましたので、その仕組みにのっとって進めることとなりますが、豊中市でも分けてという考え方よりも、一体的なネットワークとすることで、支援が必要な子も、そうでない子の情報もはぐくみセンターに集約し、一体的な支援の司令塔となりながら、全体で子どもたちをみていくという体制を組もうとしています。

○事務局

CAP については、研究を進めてまいりたいと思います。

○委員

重層的支援について、市が計画の中で記載している様々な支援とどのようにかみ合うものであるのか教えていただきたいです。

○事務局

重層的支援について、豊中市では地域共生課が中心となり、多機関連携会議を設定しています。例えば、児童虐待への対応にあたり、その解決にむけ、委員内においては個人情報を出し合っても法律違反にはならないという取り扱いとなっていますが、その世帯としてみた際に、その家庭には寝たきりの家族がおり、さらに要介護の認定もされていないなど、世帯で抱える複合的な課題にまで手を伸ばしきれないということがあります。そのような際に、国でいうところの重層的支援について、豊中市では多機関連携体制を構築しており、多

機関連携会議にケースをかけることで、子どもだけではなく世帯まるごとの支援に、関係機関が視野を広げ、同じ方向を見ながら取り組むことができる仕組みとなります。

○委員

放課後こどもクラブ事業について、現状 40 人以上の子どもをみる必要がある厳しい状況が続いていると思いますが、ニーズ等調査では就学前児童の地域的な分布なども見えてくるものはあると思いますが、どの程度活用をされているのでしょうか。

○委員

放課後こどもクラブ事業について、豊中市が今年度から開始した 7 時開門の取組みについて、第 6 章にも関連して記載をしてもよいかと思いました。

資料 5 の 3 ページの「5 放課後こどもクラブ及び地域子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組み」の中に、民間資源を活用した習い事機能についての記載がありますが、放課後こどもクラブ自体がすべての子どもに対して、取組みを進めていくのでしょうか。それとも、放課後こどもクラブに通う子どもを対象に、外部講師などを呼んで学校で課外活動として展開するものなのでしょうか。

○委員

放課後こどもクラブ事業と校庭開放について、それぞれに参加する児童が同じ時間帯に外で遊ぶ際、児童が混在するため見守りに難しさを感じます。

校庭開放について、雨の日には体育館を開放していますが、参加している人数が少ない場合には多目的室を活用する形でもよいと感じます。

○事務局

7 時開門の件について、現時点では資料 3-1 の P.3 施策の柱 2-4 「子育てと仕事の両立に推進」で掲載を予定しています。第 6 章との整理については、今後の検討とさせていただきますと考えています。

○事務局

放課後こどもクラブの入会児童数の推移について、就学前児童の地域ごとのデータをどの程度活用しているかということですが、現状就学前のニーズ等調査までは分析をできておらず、学校ごとの入会児童数の伸びなどから、児童数が増えそうな地域などを見込んで計画をたてています。

資料 5 の民間資源を活用した取組みについては、放課後こどもクラブに入会している子どもを対象として、サービスを充実させる観点で展開を進めようとしています。また、習い事については、現在試行的に実施をしていますが、有料のオプションという形で希望する習い事をしてもらうという仕組みで考えています。

放課後こどもクラブの子どもと校庭開放に参加する子どもが同じ時間帯に混在しながら外で遊ぶ際の見守りの難しさについて、放課後こどもクラブの子どもが校庭開放に参加する場合は指導員が付き添い、遊ぶ状況を見守っています。放課後こどもクラブに入会していない児童は、委託している業者が見守りを行っておりますが、両事業を実施しているのは学び育ち支援課となりますので、放課後こどもクラブの指導員や事業者と役割分担や見守り方の連携について毎年度しっかりと話し合いをしながら取組みを進めています。

雨の日に校庭が使えない場合には、基本的に体育館を使用して校庭開放という位置づけで事業を実施していますが、その使用は基本的に学校長と調整をさせていただいています。ただ、その時々状況により、ご意見のとおり多目的室などを代替りの場所として使用してよいというケースもあります。本日いただいたご意見をふまえて、今後学校長とお話をさせていただきたいと考えています。

○委員

校庭開放について、前もって申込みをする必要があるとのことで、その影響なのか今年度から事業が始まった学校については参加する児童が少なく、公園に集まっているという話を聞いたことがあります。子どもたちはその時に思いついて遊ぼうという気持ちになるかと思います。けがや保険のことがあるのかもしれませんが、もっと自由に参加できる仕組みがあればと思いました。

○事務局

校庭開放について、登録制度を今年度から導入しました。その目的は子どもがけがをした場合に、保護者に迅速に連絡をとるためです。昨年度までは保護者の連絡先が分からず、校長や教頭に連絡先を尋ねていましたが、今年度から登録制度を導入することによって、けがが生じた場合は我々のほうで連絡先が分かりますので、すぐに保護者の方に連絡がとれるようになりました。そのため、できる限り事前に登録をしてほしいと考えてはいますが、登録ができていない場合であっても、利用についての支障はありません。

○委員

資料４の「⑤放課後児童健全育成事業」について、確保方策の内容の中に「指導員の確保も必要となるため、持続可能な運営体制維持のため民間活力を活用した運営委託にも取り組んでいきます」と記載があります。こちらは、先ほどお話のあった習い事のことではなく、放課後こどもクラブ全体を民間に委託するという意味なのでしょうか。

○事務局

資料に記載の民間活力の活用について、豊中市の放課後こどもクラブ全体を民間委託するというものではありません。現在、１クラスあたりの児童の数を４０人以下に近づけていくよう進めており、そのことに伴い部屋数も必要となりますし、児童をみる指導員の数も必要となっています。そのすべてを直営でまかなうということは難しく、制度自体を持続可能な形で運営していくために民間委託も組合せながら取り組みを進めていこうと考えています。先ほどご説明しました習い事については、直営のクラブでは難しいため、民間の事業者を中心にサービスの提供を展開してまいります。

○委員

場所は教室で変わらないということでしょうか。

○事務局

はい。場所は変わりません。

○委員

資料 8 の P.4 に「子ども・若者自立支援協議会内」との記載がありますが、これはどういうものなのでしょうか。立場上、社会福祉協議会に支援をつないでおり、例えば子どもが勉強をみてもらったり、さらにその子どもが小学生の子どもに勉強を教えたりというようなことをしているなど、つながりのある関わりをしています。そういう子どもたちがこのような協議会で意見交換をしているのか、あくまで市の中での共有のようなものなのかを教えてください。

○委員

ひとり親の方への情報提供について、就学前施設ですと保護者が、離婚の前段階で相談をしに来られるケースが多くあります。それに際し、市の施策や経済的なことをよく考えおられる保護者の方が多いので、情報提供できるようなツールがあれば、教えていただきたいです。

○委員

離婚前の方の相談は、事務局で週 2、3 日受けており、その際の資料を回覧することはできと思いますが、こちらは市から回してもらうことになるのでしょうか。

○委員

資料 6 の P.4 「こどもへの支援」の中の、「母子父子福祉センターが実施するこども食堂やレクリエーション事業等」というのは、学校での SSW など様々な人や場所につなげていく際にあまり聞いたことがなく、実際にどのような形で行われているのかを知りたいです。また、参加している子どもはたくさんいるのでしょうか。

○委員

母子父子福祉センターで現在行っていることについて、学習支援は母子家庭の子どもに限り、毎週土曜日教えるのは業者に依頼し、低額で実施しており、中学生と高校生が参加しています。子ども食堂は、以前行っていましたが、引っ越し前の段階でキッチンがなくなり実施できていませんが、引っ越し後はまた設備が整うため、学習支援で来ている子どもたちに対して月に数度の頻度で提供できればと考えています。

センターでの様々な取組みについて、対象は母子家庭と限定されています。近くに住んでいる子どもは来ることができても、遠くに住んでいる子どもは保護者がいっしょでなければ来ることができません。いこいの場という事業を開始しましたが、夜にならないと母親は動けず、子どもだけではなかなか来られないため、思うように人は来ていないという現状があります。

○事務局

ひとり親の方への情報提供について、母子父子福祉センターにおきまして離婚前相談を行っています。市でも同様の相談を受け付けており、その中では経済的な相談が多くなっています。その場合、まずは児童扶養手当の手続きをご案内しています。所得に応じた条件がありますので、すべての方が利用できるわけではありませんが、そちらに関する情報提供を行い、その他、就学のための資金が必要であるという場合には、貸付の制度についてもご案内しています。

学習支援の内容については、佐々木委員からお話いただいたとおり、母子父子福祉センターで毎週土曜日実施しています。また、同じく佐々木委員からお話いただいた、いこいの場というひとり親家庭の方が気軽に立ち寄って相談や交流ができる場所の取組みも 4 月から開始しました。ただ場所は母子父子福祉センターのある中桜塚に限定されていますので、来られる方も限られてしまいますが、まずは周知を中心に進めていきたいと考えています。

○市民協働部

子ども・若者自立支援協議会について、役割としましては、若者支援を関係機関が連携して、どのように支援を組み合わせしていくかについて検討するものとなります。そのため、構成委員についても、市の教育委員会だけではなく、大阪府の教育長、府立高校の方にも参加していただいています。また、福祉関係では市の福祉担当部局のほかに、箕面子ども家庭センターや社会福祉協議会、医療機関として医師会や薬剤師会、その他ヘルパーや少年鑑別所、保護司会の方など自立にむけた支援について協議する場となります。それぞれがどのようなことをしていて、どのような支援の組み合わせができるのかについて、常日頃から情報交換を行っています。

○会長

ひとり親の方への情報提供について、委員より説明ができるようなツールがあるかというご質問がありましたが、そちらはいかがでしょうか。

○事務局

ひとり親家庭へのしおりという冊子を発行しておりまして、市ホームページにも同じものを掲載しております。先ほどご説明しました児童扶養手当のみならず、ひとり親家庭への支援策を網羅的に掲載していますので、ご活用いただければと考えております。

<案件 3 説明>

○事務局

〈事務連絡〉

— 閉会 —